

国自管第111号
平成16年11月26日

各運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
管理課長

二輪小型自動車の検査記録事項等証明書交付請求者
に対する本人確認等の実施について

平成14年7月に道路運送車両法が改正され、平成17年1月より二輪の小型自動車の所有者は、同法第72条の3の規定により、二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（検査記録事項等証明書）の交付を請求できることとなっている。

現在、道路運送車両法に規定する登録事項等証明書の請求及び自動車検査証の再交付に際しては、犯罪防止の観点から、交付請求者等に対して本人確認が実施されているところであるが、検査記録事項等証明書についても、自動車窃盗等の犯罪を行おうとする者が、証明書の交付を請求し、これに記載された所有者の住所等の個人情報を調べ、犯罪に悪用する場合等が想定されるので、下記のとおり、登録事項等証明書の交付請求等の際と同様、不正な請求を防止する観点から、運輸支局及び自動車検査登録事務所において請求者の本人確認の実施等適切な対策を講じられたい。

記

1. 運輸支局又は自動車検査登録事務所の登録官は、検査記録事項等証明書の交付請求に当たって、自動車登録検査業務電子情報処理システムを使用して、当該請求に

係る二輪の小型自動車の所有者の確認を行うものとし、当該システムに記録されている所有者と請求者の氏名及び住所が一致しないときは、当該証明書を交付しないものとする。

ただし、契約書その他の資料をもって、請求者が当該自動車の所有者であることが確認できるときはこの限りではない。

2. また、検査記録事項等証明書の交付請求に当たっては、犯罪への悪用等を防止する観点から、検査記録事項等証明書の交付請求者に対する本人確認を実施するものとし、その運用については、「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」（平成13年11月6日付け国自管第61号）に準ずるものとする。